

外国人住民と地域の再編・活性化－愛知県西尾市を事例として

松宮 朝

1 外国人住民の増加とその課題

1990年の入管法改定以来、ブラジル人を中心としたニューカマー外国人住民の増加が見られるようになった。ここ愛知県でも総人口の3%弱の外国人が居住している。こうした外国人の増加に対しては、「愛知県の産業を支える存在」という積極的な評価が行われる一方で（もちろん、こうした評価自体も一方的な押しつけではあるが）、労働面、地域社会での生活面、子どもたちの教育面など様々な「問題」の指摘が行われているのが実状だ。さらには、外国人住民の増加による治安悪化などネガティブなラベリングが増加している。

こうした点についてどのように考えていけばいいのだろうか？まず、行うべき事は、その実態の詳細な把握であろう。なぜなら、単に理念の上で「多文化共生」を語っていても、外国人住民に対する地域の「日本人」住民側の意識の実態や、広くメディア等で流布される外国人に対する情報の妥当性を検証せずに、理念を振りかざすだけでは、表層的な対抗策にとどまってしまうからだ。そこで本報告では、愛知県西尾市での事例分析を中心に、「多文化共生」に対する実践的な可能性を明らかにしたい。

2 愛知県西尾市における外国人住民の増加と3県営住宅の外国人住民の生活

他の集住地域と同様、西尾市においても、ブラジル人を中心としたニューカマー外国人住民が急増するのは1990年代に入ってからである。2003年の、西尾市の外国人登録者数は3,553名であり、うちブラジル籍2,061名、ペルー籍274名となっている。こうした増加にともなって、県営住宅に入居する外国人住民数も増加している（山本・松宮，2006）。西尾市においては、こうした県営住宅が外国人住民の集住地域となっており、本稿で検討するのも、特に集住が進む3つの県営住宅における取り組みである。この3県営住宅では、他の集住地域で報告されているようなトラブルは発生していない。これはなぜか？

まずは、調査を行った3つの県営住宅の状況について見ておこう。西尾市には7つの県営住宅があるが、調査対象の3県営住宅は、その中でも特に外国人住民の入居比率が高い住宅であり、県営X住宅は、2004年8月現在で、愛知県下で最も外国人住民の入居比率が高い住宅である。この3県営住宅におけるニューカマー外国人住民の生活実態はどのようなものか。この点について、筆者と山本が行った、3県営住宅におけるニューカマー外国人住民調査の結果をみていこう（松宮，2005）。

表 1 : 調査の概要

	県営 X 住宅	県営 Y 住宅	県営 Z 住宅
調査時	2001 年 8～9 月	2003 年 8～9 月	2004 年 9 月
調査対象者	18 歳以上のブラジル人、ペルー人居住者全員		
調査方法	留置回収	留置回収	留置回収
配布数（回収数）	104 (92)	148 (74)	44 (41)
回収率	88.4%	50.0%	93.2%
平均年齢	36.8 歳	39.6 歳	36.1 歳
日本での平均居住年数	7.0 年	10.0 年	8.2 年
西尾市での平均居住年数	5.5 年	6.4 年	6.0 年
住宅での平均居住年数	3.1 年	5.7 年	3.1 年

3 住宅に居住するブラジル人、ペルー人住民の来日は、概ね 1990 年代前半、半ばに集中しているが、西尾市での居住年数は、平均 6 年前後、県営住宅での居住年数は、さらに短くなっている。このような中で、外国人住民の生活において、どのような困難が存在しているのだろうか。表 2 は、生活上の困難についての意識である。

表 2 : 生活上の困難

生活上の困難	県営 X 住宅	県営 Y 住宅	県営 Z 住宅
仕事	9.8%	6.8%	2.4%
医療面	20.7%	17.6%	17.0%
住宅面	3.1%	1.4%	12.2%
日本語	29.3%	37.8%	43.9%
日本人と友人になること	6.5%	5.4%	26.8%
同国人との関係	7.6%	1.4%	4.9%
近所づきあい	5.4%	0.0%	0.0%
市役所での手続き	3.2%	2.7%	0.0%
偏見、差別	34.8%	35.1%	19.5%

註：複数回答

いわゆる、生活全般における偏見、差別については、3 割前後の住民が感じている。その中でも、具体的な生活上の困難としては、医療面、日本語能力に対する困難さが目に付く。逆に、仕事、住宅面、近所づきあい、市役所での手続きや、日本人、同国人を含めた人間関係については、県営 Z 住宅を除き、それほど困難を感じていないという実態が明らかになった。また、医療面に対する不安は、自由回答、および聞き取り調査から、病気の際の健康保険の問題、あるいは、病気、出産の際の病院での通訳不在という問題であることが明らかとなった。後者は日本語能力の問題である。

表 3 : 日本語能力

日本語能力	県営 X 住宅	県営 Y 住宅	県営 Z 住宅
会話可能、読み書き可能	—	0.0%	0.0%
会話可能、読み書き少し	—	20.3%	22.0%
会話のみ	—	2.7%	7.3%
何とか意志疎通可能	—	43.2%	34.1%
聞くだけなら可能	—	20.3%	14.6%
ほとんど出来ない	—	10.8%	12.2%
DK. NA.	—	2.7%	9.8%

県営 Y 住宅、県営 Z 住宅のみのデータであるが、日本語での会話が可能であるのは 2～3 割の住民である。この点から、情報の問題における、住宅での生活の困難が想像されるが、表 4 に見られるように、多くの集住地域で問題となっている、ゴミ、駐車、入居のルールについては、どの住宅においても、ルールの把握がなされていることがわかる。

表 4 : 生活上のルールの認識

生活上のルール	県営 X 住宅	県営 Y 住宅	県営 Z 住宅
ゴミの出し方を知っている	100.0%	100.0%	95.1%
駐車場の利用方法	94.6%	100.0%	97.6%
入居のルール	87.0%	100.0%	75.6%

日本語での情報伝達が基本的に不可能であるにもかかわらず、ルールの共有がなされたのはどのような要因によるものなのだろうか。これは、後述するように、県営 X 住宅自治会における、生活情報のポルトガル語翻訳体制の確立と、そのシステムが他の住宅でも採用された点が大きな要因となっている。こうした自治会活動の取り組みによって、日常生活で必要な情報の共有につながったのである。

それでは、住宅における人間関係上のトラブル、特に、「日本人」住民との関係は、どのようなものだろうか。これまでの調査から、県営 X 住宅、県営 Z 住宅においては、特に大きな摩擦は発生していなかったが、県営 Y 住宅では、1990 年代半ばまで、ゴミ問題、駐車違反、騒音などで、多くのトラブル、摩擦が発生していたことが明らかとなっている。しかし、1990 年代後半以降、後述の外国人住民が自治会活動に積極的に参加する過程で、こうしたトラブルが解決し、「日本人」住民との関係も良好になっている。これは、いかなる条件、要因によるものなのだろうか。

3 愛知県西尾市における3県営住宅の比較分析

(1) 外国人住民の自治会活動への積極的な受け入れ

県営X住宅では、1990年代後半から自治会長を中心に、積極的に外国人住民を自治会活動に招き入れることから、自治会活動の推進による外国人住民との関係形成が模索されてきた。県営Y住宅では、外国人住民の増加が進んだ1990年代はじめから半ばにかけては、これといった自治会での取り組みが進まず、ゴミ問題、違法駐車の問題、騒音問題が発生していた。しかし、1990年代後半以降、外国人住民の絶対数が増加し、外国人住民抜きでは自治会活動が進まないこともあり、自治会費徴収や諸連絡を行う「班長」に外国人住民が加わり、自治会役員としての参加が実現した。1998年度からは、県営Y住宅での居住年数の長いブラジル人夫婦が、「相談役」として自主的に外国人住民との調整役を担うことにより、外国人住民を主体とした、様々なトラブル解決に向けての取り組みが進んでいる。

県営Z住宅においても、2002年度以降、外国人住民を自治会役員として招き入れる仕組みが整えられた。これは、県営X住宅自治会の取り組みを参考にした結果、生み出されたものである。こうした自治会活動への積極的な受け入れによって、外国人住民にとっては、労働時間が長く、夜勤、共働きが多いという状況にもかかわらず、自治会の役員としての活動や、毎月1回行われる住宅内の共同清掃、住宅自治会のまつりへの参加が多く見られる状況となっている(表5)。これは、前節で見てきたような、日常生活でのトラブルを回避する要因として重要な位置を占めている。

表5：自治会活動への参加

	県営X住宅	県営Y住宅	県営Z住宅
自治会役員の経験あり	—	50.0%	12.2%
住宅内清掃参加	45.7%	75.7%	41.5%
自治会のまつりへの参加	14.1%	29.7%	39.0%

このように、3住宅に共通しているのは、既存の自治会活動に積極的に外国人住民を役員として位置づけている点である。これは、それぞれの住宅自治会長のリーダーシップに負う部分が多い。さらに、自治会に外国人住民が加わることにより、曖昧であった駐車場、ゴミ出し、共同清掃等のルールが明確になり、地域の自治力の向上につながったという面もある。

もっとも、こうした取り組みに対しては、外国人住民を、既存の自治会に、すなわち、「日本人」住民側のルールに適応させただけではないか、という批判も考えられよう。こうした批判に対しては、以下に見るような外国人住民主体の地域活動が生起している点に目を向けたい。

(2) 外国人住民主体の地域活動の展開

西尾市における取り組みとして注目されるのが、「日本人」住民の側の支援活動だけ

でなく、ニューカマー外国人住民主体の地域活動が芽生えつつある点である。県営X住宅では比較的若い世代のブラジル人住民を中心にカポエイラ（ブラジルの格闘技）のサークルが結成された。さらに、2004年度に入り、住宅内で外国籍児童を持つ親の会が結成され、外国人住民主体の地域活動が進みつつある。こうした外国人住民主体の地域活動が最も進んでいるのが県営Y住宅である。県営Y住宅では、既存の自治会活動に外国人住民が参加しつつも、それとは独立して、住宅内のブラジル人女性がポルトガル語教室を開き、そのポルトガル語教室に子どもを通わせる親たちを中心として、フェスタ・ジュニーナ（6月に行われるブラジルの伝統的な祭り）、シュハスコ（バーベキュー）・パーティーなどの行事が行われている。県営Z住宅においても、住宅内に在住するブラジル人牧師が主催するプロテスタントの教会を拠点に、外国人住民主体の防災対策を考えるネットワークが結成されている。

もちろん、こうした外国人住民主体の地域集団活動の展開については、当該地域社会から排斥した結果の、自立したネットワーク形成ではないかという批判もあるかもしれない。しかし、上述の通り、自治会活動から外国人住民が排除されているわけではないため、こうした批判は当てはまらないだろう。したがって、上述のような自治会、地域集団活動のネットワークによる「支援」という形態を超えた展開は、ニューカマー外国人住民の地域社会での生活を考える際に新たな可能性を提起するものと評価することが可能と思われる。

むすびにかえて

以上の調査結果から、ブラジル人を中心にしたニューカマー外国人住民の増加に対して、西尾市における外国人住民が集住する3つの県営住宅では、それぞれの自治会長のリーダーシップのもと、自治会活動に積極的に外国人住民を招き入れ、トラブル・摩擦の解決に向かった点が明らかとなった。さらに、こうした県営住宅自治会の活動をベースに、外国人住民支援の地域活動と他の地域活動との連携が実現し、同時に外国人住民主体の地域活動の多様な展開が見られるようになっている。ここから学ぶ点は以下の2点である。

第1に、これまでゴミ問題、治安の悪化、文化的摩擦など、地域社会にとってマイナスのイメージで語られることが多かったブラジル人を中心としたニューカマー外国人住民の増加の影響に対して、公営住宅の自治会、町内会の対応によっては、地域社会の解体のようなネガティブな問題につながらないことが明らかになった。このようなトラブルに結びつかない地域再編が可能となったのは、自治会長の献身的な取り組みもさることながら、自治会、町内会のブラジル人役員の受け入れや、祭りなどの行事への参加という仕組みづくりにある。他地域における研究では、自治会活動からの外国人住民の排除と、そこから生じる「日本人」住民と外国人住民との間の摩擦が問題視されてきた。しかし、自治会役員に外国人住民が就くシステムを採用していることによって、このようなトラブル、摩擦が解消されてきたのである。このシステムの意義を強く指摘しておきたい。

第2に、地域社会にとってネガティブな要因であるという以上に、停滞しつつあった町内会活動の活性化の契機、さらには、外国人住民の増加に伴う支援活動から町内会活動を中心とした地域活動が活性化する中で、この動きに刺激を受ける形で様々な地域活動が芽生えつつある点が注目される。

以上の2点に示されるように、地域社会においてネガティブな視点から語られることの多かった外国人住民の増加というファクターが、西尾市では地域活動を活性化させる契機となり、ポジティブな意味での地域再編に結びついた点は注目すべきと思われる。このような地域社会における「共生」に向けての回路は、「問題」に対処するための地域の再編という回路ではなく、地域の活性化という方向性につながりうるものと言えよう。

(注：本稿は、松宮（2005）の一部に修正を加え、再構成した部分がある。)

文献

松宮朝 2005「外国人住民の増加にともなう県営住宅の現状と地域的展開」『社会福祉研究』7:63-70.

山本かほり・松宮朝 2006「地方都市におけるブラジル人住民の増加と地域再編過程」『多文化共生研究年報』3:3-27.